

# 白山市コミュニティバス広告掲出要領

## (目的)

第1条 この要領は、白山市のコミュニティバス及びコミュニティバスに関連する広告媒体（以下「広告媒体」という。）への広告掲出に関し、白山市有料広告掲出要綱（平成19年白山市告示第8号。以下「要綱」という。）及び白山市有料広告掲出基準（以下「基準」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (広告の種類)

第2条 広告媒体の広告の種類は、次のとおりとする。

- (1) 車内放送
- (2) 車内額面
- (3) 窓用車内ステッカー
- (4) バス停名
- (5) バス停
- (6) 関連印刷物

## (広告の規格、掲出期間及び掲出料)

第3条 前条各号に規定する広告の規格、掲出期間及び掲出料は、別表のとおりとする。

## (広告制作費)

第4条 第2条各号に規定する広告のうち、車内額面、窓用車内ステッカー及びバス停の広告制作費は、広告主が負担するものとする。

## (広告募集)

第5条 広告の募集は、広告枠を新規に設置したとき、又は広告枠に空きが生じたときに行うことができる。

2 市長は、募集を行うにあたって、広告主となり得る者に対して広告掲出募集の案内をすることができる。

## (広告掲出の申込み)

第6条 広告の掲出を希望する者は、白山市コミュニティバス広告掲出申込書（別記様式）に、広告原稿を添えて、郵送、FAX又はEメールで、指定され

た期日までに、市長に申し込むものとする。

( 広告掲出料の納付 )

第 7 条 広告主は、要綱第 7 条第 3 項の契約に基づき、市長の指定する期日までに、広告掲出料を原則、一括納付するものとする。

( 広告掲出料の返還 )

第 8 条 市長は、広告主の責に帰さない理由により、広告の掲出を取り消したときは、納付済みの広告掲出料を当該広告主に返還する。ただし、当該広告掲出料には、利子を付さない。

2 前項の規定により返還する広告掲出料は、次のとおりとする。

- (1) 広告掲出料が月額の場合 掲載を取り消した月以降の納付済額
- (2) 広告掲出料が年額の場合 年額を 12 で除した額に掲載を取り消した月以降の月数で乗じた額 ( 10 円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額 )

( 広告掲出の取消し )

第 9 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときには、広告主に対し催告その他何らかの手續を要することなく、広告の掲出を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲出料の納付がないとき。
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。
- (3) 要綱第 8 条の規定による広告の内容の変更を広告主が行わないとき。
- (4) その他広告の掲出が適切でないと市長が判断したとき。

( 広告掲出の取下げ )

第 10 条 広告主は、自己の都合により広告の掲出を取り下げることができるものとする。

2 広告主が前項の規定により広告の掲出を取り下げるときは、書面により市長に申し出なければならない。

3 第 1 項の規定により広告の掲出を取り下げたときは、納付済みの広告掲出料を返還しないものとする。

( 広告主の責務 )

第 11 条 広告主は、広告の内容等、掲出された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと、及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。

3 第三者から広告に関連する損害を被った旨の請求があった場合は、広告主の責任と負担において解決するものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年2月1日から施行する。

別表

広告の種類	規格	掲出期間	掲出料
車内放送	車内放送で、次に停車するバス停を案内する際に行う広告。 「 は、このバス停でお降りになると便利です。」	年単位。ただし、バス停が廃止された場合は、廃止までの期間のみ。	単一路線が停車するバス停での車内放送 5,250円/年
			複数路線が停車するバス停での車内放送 10,500円/年
車内額面	A3程度	月単位	525円/月
窓用車内ステッカー	10cm×30cm以内	3月以上の月単位	525円/月
バス停名	バス停から至近距離に店舗等の建築物を有するものの名称をバス停名とする。ただし、バス停名として、適当と判断できるものに限る。	年単位。ただし、バス停が廃止された場合は、当該期間のみ。	21,000円/年
バス停	バス停の経路又は時刻案内板を利用した広告。 20cm×40cm以内。	年単位。ただし、バス停が廃止された場合は、当該期間のみ。	1箇所当たり 10,500円/年
関連印刷物	バス時刻表等の印刷物での広告。 1区画3cm×6cm。 複数区画での広告も可。	同一印刷物で1年間。	印刷部数1万部以上の場合 10,500円/区画
			印刷部数1万部未満の場合 5,250円/区画

別記様式（第6条関係）

白山市コミュニティバス広告掲出申込書

年 月 日

（あて先）白山市長

白山市のコミュニティバス広告に、次のとおり申し込みます。

広 告 掲 出 希 望 者	所在地		
	名称（ふりがな）		
	代表者職氏名		印
	担 当 者 及 び 連 絡 先	部署	
		氏名	
		電話	
		FAX	
	Eメール		
業種			
希望の広告媒体 （希望するものに、 を付けてください。）		車内放送、車内額面、窓用車内ステッカー、 バス停名、バス停、 関連印刷物（物品名 ）	
掲出を希望する期間		年 月から 年 月まで	
掲 出 内 容	広告主		
	業務内容		
	広告内容		
その他		・白山市の広告関連規程を遵守します。 ・白山市税の滞納は、ありません。 ・白山市が市税納付状況の調査を行うことに同意します。	
備 考			